

令和6年度 安田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件 費率
令和5 年度	人 2,345	千円 3,040,452	千円 52,163	千円 586,169	% 19.28	% 18.82

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

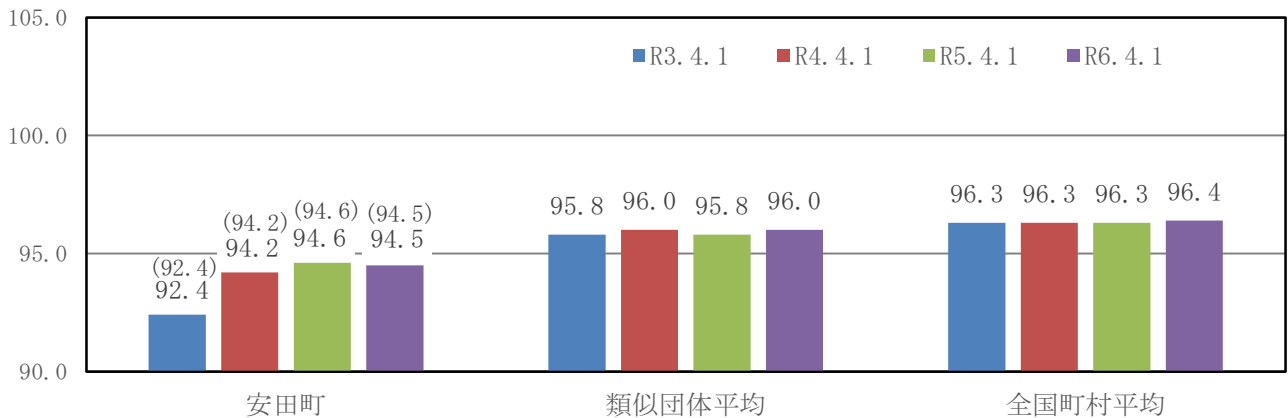
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5 年度	人 54	千円 195,015	千円 21,266	千円 76,634	千円 292,915	千円 5,424	千円 5,514

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

近年は、管理職の退職により比較的経験年数の浅い職員を管理職へ登用したため指数も上昇傾向にあったが、今後は落ち着く見込みである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和6 年度	円 —	円 —	円 (— %) —	% —	% —	2.76%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給 月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和6 年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	4.60月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し〔実施 未実施〕

(給料表の改定実施時期) 平成29年4月1日

(内容)

国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。また、激変緩和のため3年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

支給対象地域なし

③その他の見直し内容

該当なし

(6) 特記事項

該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
安田町	41.8 歳	310,688 円	340,928 円	333,823 円
高知県	41.7 歳	309,796 円	375,027 円	330,438 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.0 歳	299,781 円	343,406 円	328,800 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
安田町	* 歳	2 人	* 円	* 円	* 円
うち学校給食員	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円
うち保育所調理員	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円
高知県	60.4 歳	15 人	254,047 円	— 円	259,927 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円
類似団体	49.2 歳	2 人	285,856 円	316,366 円	301,319 円

区 分	民 間			参 考			
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		C/D
					公務員(C)	民間(D)	
安田町	—	— 歳	— 円	—	— 円	— 円	—
うち学校給食員	飲食物調理従事者	46.6 歳	225,300 円	—	— 円	3,036,400 円	—
うち保育所調理員	飲食物調理従事者	46.6 歳	225,300 円	—	— 円	3,036,400 円	—

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が2人以下の場合は、当該箇所を「*（アスタリスク）」として表示している。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		安田町	高知県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	201,400 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	168,300 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	147,100 円	169,900 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	^[8年] 226,800 円	348,000 円	376,150 円	^[29年] 267,600 円
	高校卒	^[8年] 216,700 円	^[21年] 281,800 円	383,800 円	^[28年] 317,800 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

- (注) 1 [] 内は、経験年数区分に該当職員がいないため、近似の階層の状況を記載しています。
2 経験年数区分及び近似（前後2年）の階層に該当職員がいない場合は「—」としています。

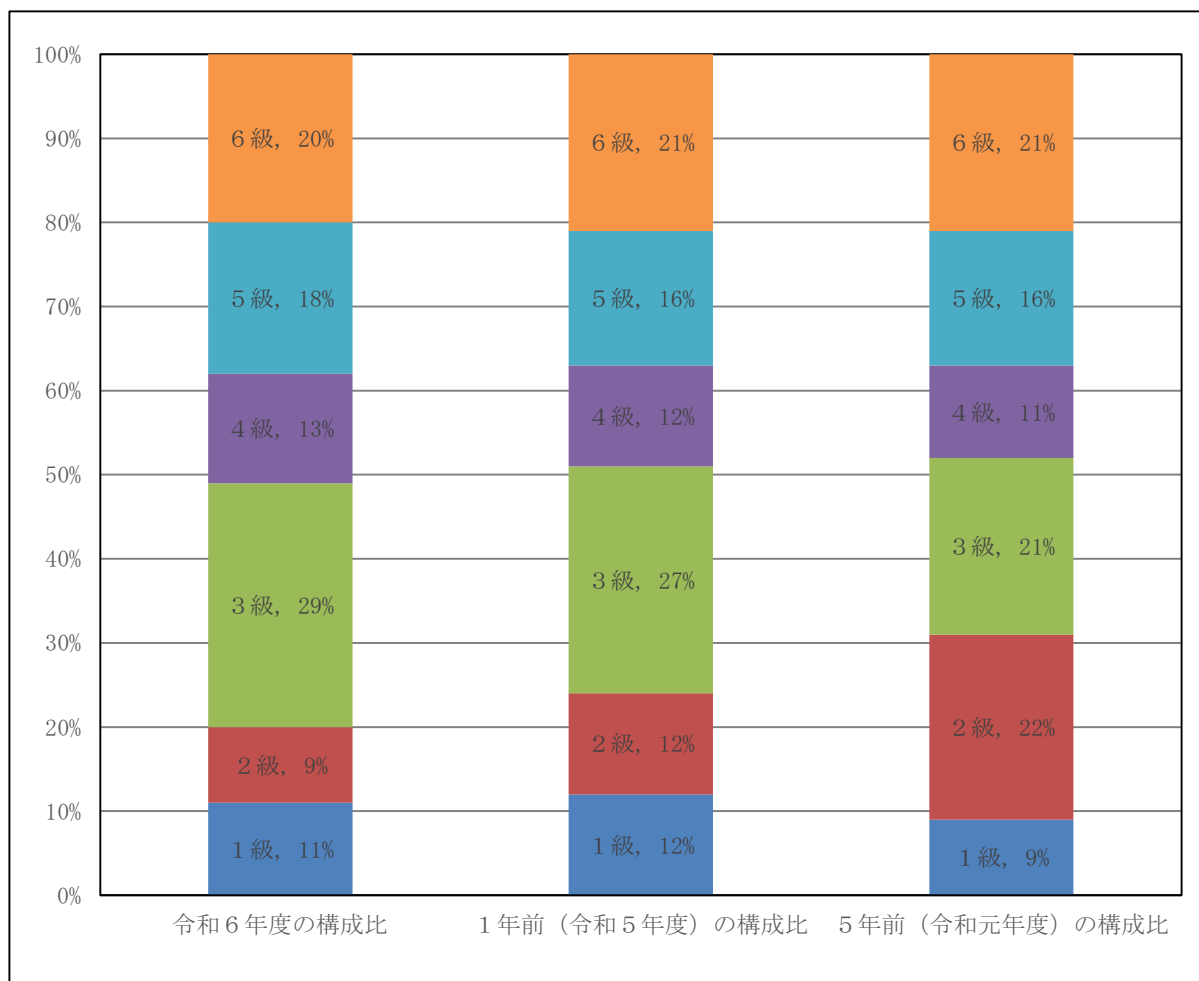
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

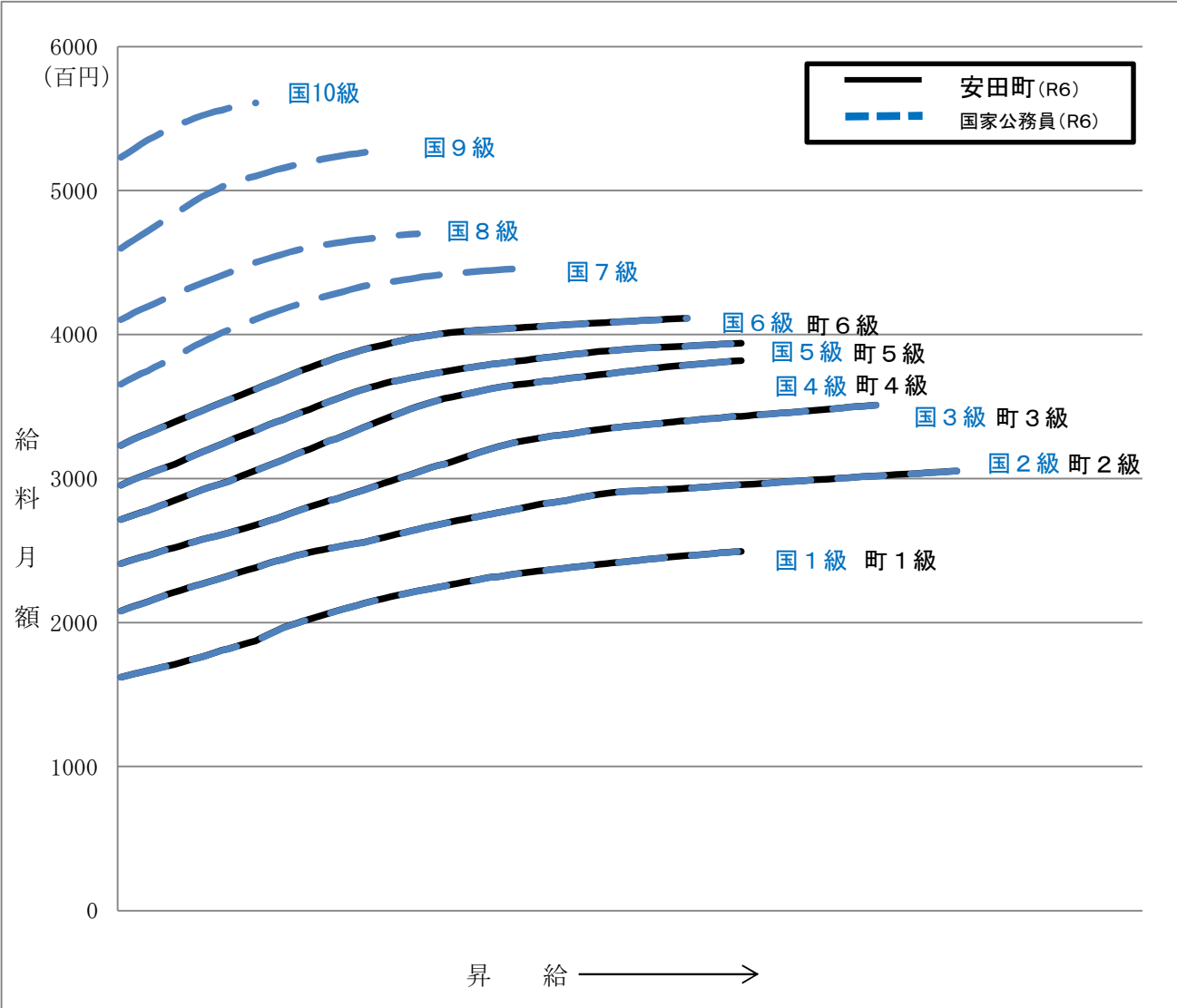
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	5 人	11.1 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主査	4 人	8.9 %	208,000 円	305,200 円
3 級	主幹	13 人	28.9 %	240,900 円	351,000 円
4 級	係長	6 人	13.3 %	271,600 円	382,000 円
5 級	課長補佐	8 人	17.8 %	295,400 円	394,000 円
6 級	課長	9 人	20.0 %	323,100 円	411,300 円

(注) 1 安田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（安田町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

安 田 町	高 知 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,419 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,546 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 1.85 月分 (1.350)月分 (0.925)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 15 % ・管理職加算 10 ～ 15 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % ・管理職加算 10 ～ 20 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % ・管理職加算 10 ～ 25 %

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（安田町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

安 田 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～20%) 1人当たり平均支給額 11,428 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3～5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した職員を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

制度なし

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)	0 %			
手当の種類 (手当数)	4 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税の徴収に従事する職員の特殊勤務手当	税務係	税の徴収	0 千円	日額 400円
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	衛生係	伝染病対策	0 千円	日額 400円
台風時等に危険を伴う作業に従事する職員の特殊勤務手当	防災係	災害対策	0 千円	日額 400円
用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当	用地係	用地交渉	0 千円	日額 400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	7,979 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	205 千円
支給実績 (令和4年度決算)	7,695 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	214 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 6,500 円 子 " 10,000 円 上記以外の扶養親族 " 6,500 円 (扶養親族のうち15歳に達する日以後の年度初めから22歳に達する日以後の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算)	同じ		5,181 千円	246,714 円
住居手当	1. 借家、借間居住者基礎控除額 月額 16,000 円 最高支給限度額 " 28,000 円 2. 単身赴任手当受給者で配偶者の借家、借間 " 1の1/2	同じ		1,134 千円	162,000 円
通勤手当	支給要件 通勤距離片道2km以上 2km以上～5km未満 月額 2,000 円 5km以上～10km未満 " 4,200 円 10km以上～15km未満 " 7,100 円 15km以上～20km未満 " 10,000 円 20km以上～25km未満 " 12,900 円 25km以上～30km未満 " 15,800 円 30km以上～35km未満 " 18,700 円 35km以上～40km未満 " 21,600 円 40km以上～45km未満 " 24,400 円 45km以上～50km未満 " 26,200 円 50km以上 " 28,000 円	異なる	1. 交通機関等利用者運賃等相当額が月額55,000円以下については、運賃相当額 2. 自動車等の使用者2～5km未満2,000円から最高31,600円 (片道60km以上)	1,447 千円	55,635 円
管理職手当	職務の級が6級の管理職員 月額 33,200 円 職務の級が5級の管理職員 " 27,700 円	異なる	職務の級における最高号給の給料月額額の100分の25を超えない範囲	6,154 千円	361,976 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当が支給されている職員が週休日等に勤務した場合に支給 職責に応じて定額 1回 7,000円～10,000円 (6時間を超える場合は加算有)	異なる	俸給の特別調整額の区分等に応じ、週休日等の勤務については 18,000円～6,000円(6時間を超える勤務は5割増)	816 千円	50,969 円
	管理職手当が支給されている職員が週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 職責に応じて定額 1回 3,000円～4,000円		平日深夜(午前0時から午前5時までの間)については、 6,000円～3,000円		
宿日直 手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿日直勤務した場合に支給 1回 4,400 円	同じ		31 千円	4,400 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	705,000 円 (－ 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副町長	610,000 円 (－ 円)	846,800 円／	528,000 円
報 酬	議 長	236,000 円 (－ 円)	400,000 円／	203,000 円
	副議長	195,000 円 (－ 円)	314,000 円／	130,000 円
	議 員	170,000 円 (－ 円)	290,000 円／	109,000 円
期 末 手 当	町 長 副町長	(令和5年度支給割合) 3.20 月分		
	議 長 副議長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.20 月分		
退 職 手 当	町 長 副町長	(算定方式) 給料×在職年数×500/100 給料×在職年数×300/100	(1期の手当額) 14,100,000 円 7,320,000 円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

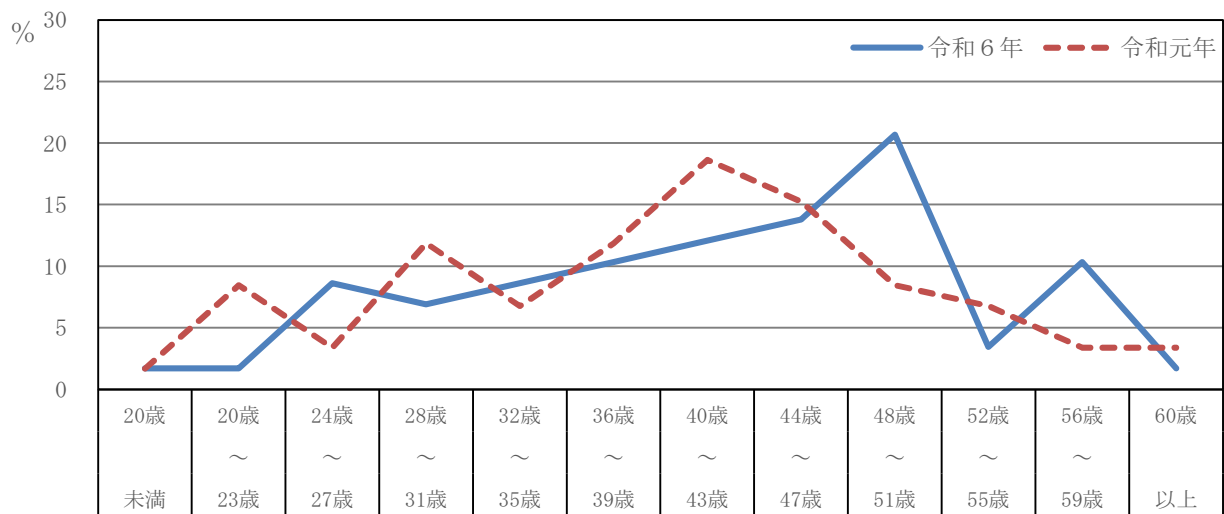
(各年4月1日現在)

部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	職員派遣 職員派遣終了 事務事業の増 事務事業の増
		総務・企画	15	16	1	
		税務	4	3	△ 1	
		労働	0	0	0	
		農水	4	5	1	
		商工	1	2	1	
		土木	3	3	0	
		民生	11	11	0	
		衛生	4	4	0	
		計	43	45	2	<参考> 人口1万当たり職員数 191.90 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 204.97 人)
	教育	11	11	0		
	警察	0	0	0		
	消防	0	0	0		
	小計	54	56	2	<参考> 人口1万当たり職員数 238.81 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 241.46 人)	
公営企業等会計部門	病院	0	0	0		
	水道	1	1	0		
	交通	0	0	0		
	下水道	0	0	0		
	その他	1	1	0		
	小計	2	2	0		
合計			56 〔 65 〕	58 〔 65 〕	2 〔 0 〕	<参考> 人口1万当たり職員数 247.33 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 〔 〕内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	1人	5人	4人	5人	6人	7人	8人	12人	2人	6人	1人	58人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	44	43	45	42	43	45	1 (2.3%)
教育	13	12	11	12	11	11	△2 (△15.4%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
普通会計計	57	55	56	54	54	56	△1 (△1.8%)
公営企業等会計計	2	2	2	2	2	2	0 (0.0%)
総合計	59	57	58	56	56	58	△1 (△1.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。